

民法改正による自筆証書遺言の取扱いの変更点について

相続分野の規定を約 40 年ぶりに見直す民法改正が現在国会で審議されており、今国会での成立を目指しています。そこで今回は当該民法改正の中で注目されている自筆証書遺言の取扱いの変更点についてご説明します。

(1) 自筆証書遺言と公正証書遺言

自筆証書遺言とは、民法第 968 条において「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印をおさなければならぬ」と規定されています。つまり全文を自書で行うとされていることからワープロなどを使用して作成した場合には無効となってしまう。公正証書遺言は公証役場の公証人に遺言内容を伝えて公証人が遺言書を作成し、最終的に遺言者が内容を確認のうえ証人二人の立会のもと署名捺印を行う遺言になります。公証人というプロが作成する遺言であるため費用は発生しますが自筆証書遺言と比較してより確実な遺言であるといえます。

費用・リスク・手間等の比較	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成に伴う費用の発生	なし	あり
検認(下記(2)参照)	必要	不要
紛失・改ざんのリスク	あり	なし
遺言が無効になる可能性	あり	なし

(2) 遺言書の検認について

自筆証書遺言は、遺言者の死亡を知った後遅滞なく家庭裁判所に申立てをして、その「検認」を受けなければなりません。また封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会の上開封しなければならないこととなっています。

「検認」とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続となります。

相続発生後に検認手続きを受けたうえで初めて遺言書による手続を開始することができることとなるため、公正証書と比較すると相続発生後に手間と時間を要することになります。

(3) 民法改正による自筆証書遺言の変更点

●自筆証書遺言の作成方法が緩和されます

現在は全文を自筆で行う必要がありますが、改正案では自筆証書遺言に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については自書することを要しないこととなります。よって当該目録についてはワープロ等で作成しても問題がないということになります。この場合に遺言者は、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならぬことになっています。

●自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度が創設されます

自筆証書遺言のデメリットといわれる紛失や途中の改ざん等を防止するために、遺言者は法務局に自筆証書遺言の保管を申請することができるようになります。当該申請があった場合に法務局の事務官が自筆証書遺言の方式における適合性を外形的に確認したうえで、画像を情報化して保存され、すべての法務大臣の指定する法務局からアクセスできるようにします。このことにより遺言者の死亡後その関係相続人は法務局に対して遺言書原本の閲覧を申請・請求することが可能となります。

●遺言書の保管制度を活用すると「検認」が不要になります

法務局に対し自筆証書遺言の保管制度を活用している場合には、通常自筆証書遺言で必要な検認作業が省略されることとなります。従来検認のために行っていた裁判所への申し立てやその必要書類としての戸籍の収集、裁判所への訪問等の作業がなくなるようになります。

(4) まとめ

今回の改正により自筆証書遺言のデメリットとされていた部分が大幅に改善されることとなります。使い勝手が悪く利用が回避されることが多くありましたが今回の改正により使い勝手は大幅に向上したといえます。まだ遺言書を作成されていない方は、この改正を機会に一度作成を検討されることをお勧めします。